平成２１年（フ）第３９６号
愛知県豊橋市飯村町字南池上１番地47
債務者　富山　正勝
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３９８号
愛知県豊橋市富士見台３丁目26番地45　Ａ―108
債務者　岩澤　義晴
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４０３号
愛知県豊橋市二川町字南裏１番地の５
債務者　山森　泰久
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４４６号
岡山県倉敷市老松町２丁目８番16号リトルハイツ三宅401
債務者　池田　智子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後４時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３４１０号
横浜市南区六ツ川１丁目442番地　エフ・イー・ハイツ202号
債務者　今澤　多央
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６５６号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根73番地１―303号サーパス茅ヶ崎、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市共恵２丁目１番40号
債務者　小林　浩二
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６６０号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　県営笹山アパート13棟306号
債務者　山田　和仁
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７号
神奈川県綾瀬市深谷中４丁目16番27号　綱島アパート201
債務者　奥島　　巌
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１７号
神奈川県相模原市東林間２丁目８番21号　Ｔ・Ｈハイム１　102
債務者　澁井　道幸
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６３３号
神奈川県相模原市相模湖町若柳1260番地　イーストハイム206号室
債務者　芹澤紀美子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６４９号
神奈川県相模原市東林間７丁目13番28号　コーポ牧４号
債務者　齊藤　幸二
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５０号
神奈川県相模原市東林間７丁目13番28号　コーポ牧４号
債務者　齊藤たい子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６６３号
神奈川県相模原市東林間６丁目４番14号ファミール山下Ｂ202
債務者　西田　浩光
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７４号
神奈川県座間市相武台２丁目5013番地の１　エコハイム相武台１―604号
債務者　三橋　　力
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部